

セーブ・ザ・チルドレン 子ども給付金 新入学サポート 2024



募集要項



新入学生(中学 1 年生、高校 1 年生)の保護者のみなさま
生活上特定の困難があり経済的にお困りのご家庭を対象に
新入学に関わる費用の一部を給付します

*申請いただくには経済状況以外にも条件があります。詳しくは 2 ページ以降をご確認ください。

全国対象

新中 1
3 万円

新高 1
5 万円

合計
1,000 人

給付型
返済不要

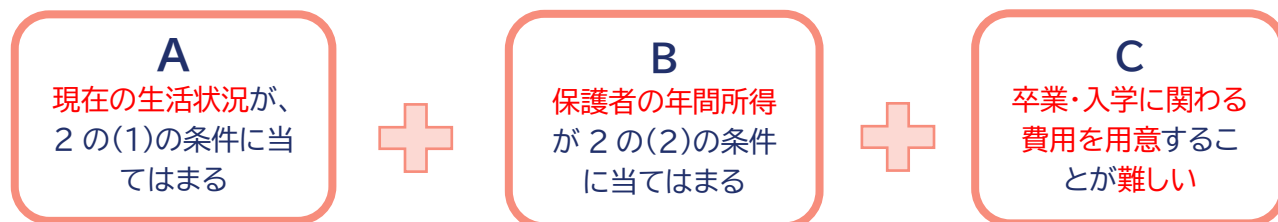
締切: 1月 26 日(金) 23:59



1. 給付金の概要

(1) 給付金を利用できる人(対象者)

- 2024 年 4 月に日本国内の中学校・高校などに進学予定の新中学 1 年生または新高校 1 年生
- 申請時に、日本国内に居住し、以下のセーブ・ザ・チルドレンが設定する対象条件 A～C **すべてに当てはまる人**



※詳しくは 3 ページ以降をご覧ください。該当者多数の場合は審査にて対象者を決定します。

※世帯確認のための証明書類(住民票・児童扶養手当証書)と対象条件 A・B の確認のための証明書類を必ず提出いただきます。

※生活保護受給世帯および、2024 年 4 月以降社会的養護下で生活する予定の子どもは対象外です。

※対象者が複数いる世帯はきょうだいそれぞれ申し込みいただけます。その場合、審査は世帯ではなく対象の子どもごとに行いますので、きょうだいそろって受給できない場合があります。

※保護者ご本人による申請が難しい場合は、自治体、支援団体、学校などによる代理申請も可能です。その場合も申請フォームよりお申し込みください。ご不明点・ご質問などがある場合は、個別にお問い合わせください。

※学校は、国公立(県立・市立など)および私立、特別支援学校、通信制・定時制高等学校、中等教育学校、高等専門学校などの学校(一条校:学校教育法第一条に該当する学校をさす)に加え、一条校以外の各種学校、外国人学校、フリースクールも含まれます。

※新高校 1 年生は、2006 年(平成 18 年)4 月 2 日以降に生まれて初めて高校などに入学する子どもが対象です。

(2) 給付内容・募集人数

対象の子ども一人につき、卒業や新入学に関わる費用の一部を給付いたします。

- 新中学 1 年生:3 万円 (定員:400 人)
- 新高校 1 年生:5 万円 (定員:600 人)

※審査は提出書類と申請内容に基づき行います。申請人数が定員数を上回った場合は、当会内部での審査によって対象者を決定いたします。定員に満たない場合でも、審査の結果によって給付することができないことがあります。

※各学年の定員は変動する可能性があります。申請状況や審査の詳細については一切お答えできかねますのであらかじめご了承ください。

(3) 申請期間

2024 年 1 月 10 日(水) 正午 ～ **2024 年 1 月 26 日(金) 23:59**

※申請期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けることはできませんのでご了承ください。

※申請フォームは 1 月 10 日(水)正午より公開します。

※原則オンラインでの申請となります。やむを得ない事情がある場合のみ郵送を受け付けます。郵送の場合は 1 月 24 日(水)必着となります。消印有効ではありませんのでご注意ください。



2. 対象条件 A・B・C について

(1)対象条件 A. 現在の生活状況

現在の生活状況が①～⑤のいずれかの条件に当てはまること

- ① 対象となる子どもまたは同居している家族に障害がある。
- ② 対象となる子どもまたは同居している家族に日常的な支援または介護を必要とする疾病がある。
- ③ 対象となる子ども・保護者の両方またはどちらかが日本語を母語とせず、日常生活を送る上で日本語によるコミュニケーションが困難な状況で支援を受けている。
※日本語の支援を受けている支援者（支援団体、学校、行政など）による推薦が必要となります。支援者による推薦については申請フォームよりご確認ください。
※推薦がない場合は「⑤ エ. ア～ウの条件以外で生活上相当な配慮が必要な状況にある。」でご申請ください。
- ④ 対象となる子ども・保護者の在留資格が不安定、無国籍といった理由で公的支援が利用できない。
- ⑤ 上記①～④以外で下記に該当する。
 - ア. 対象となる保護者が家庭内暴力(DV)を受けている、または、それにより避難している。
 - イ. 対象となる子どもが保護者の代わりに、未就学のきょうだいのケアを日常的に行っているために学校の遅刻や欠席が多い、あるいは成績が落ちてしまうなど学業に支障が出ている。
 - ウ. 疾病・障害以外の理由で父母以外が対象となる子どもを養育しているなど、家庭環境に事情があり支援を受けている。
 - エ. ア～ウの条件以外で生活上相当な配慮が必要な状況にある。

※経済的な理由は対象条件「A. 現在の生活状況」では審査対象とはなりません。

※子どもが虐待を受けている、または、それにより避難している(社会的養護は除く)などの生活上相当な配慮が必要な状況の場合は「エ」でご申請ください。

※⑤の申請は、内容によって審査対象とならない場合があります。

※対象条件 A については、「よくある問い合わせ Q&A(<https://bit.ly/3QuZeu2>)」にも記載があります。あわせてご確認ください。

(2)対象条件 B. 保護者の年間所得

保護者の年間所得(ひとり親の場合は 1 人、ふたり親の場合は 2 人)の合計が、セーブ・ザ・チルドレンが設定した下記の①～③のいずれかの条件を満たす世帯であること

- ① 2023 年度（令和 5 年度）住民税所得割が非課税または児童扶養手当全部支給相当の世帯
世帯の保護者の 2022 年の年間所得が(ア)【新入学サポート 2024 所得目安額】程度であること
※世帯が児童扶養手当全部支給に該当するかは「よくある問い合わせ Q & A (<https://bit.ly/3QuZeu2>)」でご確認ください。
- ② 2023 年に家計が急変し、2023 年の年間所得が(ア)【新入学サポート 2024 所得目安額】程度の世帯
- ③ 障害年金または遺族年金を受給し、2022 年の年間所得が(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート 2024 所得目安額】程度の世帯



(ア)【新入学サポート 2024 所得目安額】

※扶養している子どもの人数と世帯状況に合わせてご確認ください

(単位:円)

子どもの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
ひとり親	1,350,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	2,870,000	3,220,000	3,570,000
ふたり親	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	2,870,000	3,220,000	3,570,000	3,920,000

(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート 2024 所得目安額】

※扶養している子どもの人数と世帯状況に合わせてご確認ください

(単位:円)

子どもの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
ひとり親	1,879,680	2,124,720	2,549,720	2,974,720	3,399,720	3,824,720	4,249,720	4,674,720
ふたり親	1,999,680	2,474,720	2,899,720	3,324,720	3,749,720	4,174,720	4,599,720	5,024,720

※保護者が障害年金と遺族年金以外の公的年金を受給している場合は(ア)の所得目安額をご参照ください。

※失業給付、傷病手当がある場合はそれらも含めた金額が上記の目安額程度であることが条件となります。

※年間所得は、2023 年度(令和 5 年度)課税証明書記載の所得項目の金額です。就労収入や不労所得(不動産収入、株式投資など)などの課税所得や、遺族年金・障害年金・その他公的年金も含みます。なお、不労所得はプラスの場合のみ所得換算します。

※保護者の所得が上記所得基準を超えている場合で、扶養している同居家族に 18 歳以上の方がいる場合は「よくある問い合わせ Q&A(<https://bit.ly/3QuZeu2>)」の「2. 所得条件について」に詳しく記載があります。そちらをご参照ください。

※世帯の年間所得が上記の目安内であっても世帯収入と所得の差が大きい場合は対象外と判断する場合があります。

(3)対象条件 C. 卒業・入学に関わる費用の負担について

対象となる子どもの卒業・入学に関わる費用を用意することが難しいこと

※具体的にどのような費用を用意することが難しいのか、詳しくは申請フォームよりご確認ください。



3. 申請のながれ

(1) 募集要項を読み対象条件に合っているかを確認する。

※詳しくは 3～4 ページ【2. 対象条件 A・B・C について】をご確認ください。



(2) 申請に必要な書類すべてを用意する。

- ◆世帯構成を確認するための書類
- ◆【A.現在の生活状況】を確認するための書類
- ◆【B.保護者の年間所得】を確認するための書類

※必要な書類の詳細は 6～7 ページ【5. 提出書類について】をご確認ください。



(3) 申請フォームより必要事項を入力し、必要書類のデータを添付して送信する。

【申請フォーム①】 <https://bit.ly/3RbCGiw>

※申請フォームは 1 月 10 日正午より公開します。

※申請フォーム①、②の 2 段階です。両方の申請が確認できない場合は、申請を受け付けられません。詳しくは、申請フォームよりご確認ください。

※オンラインの申請が難しい場合は、問い合わせフォームに理由をお書きのうえお問い合わせください。

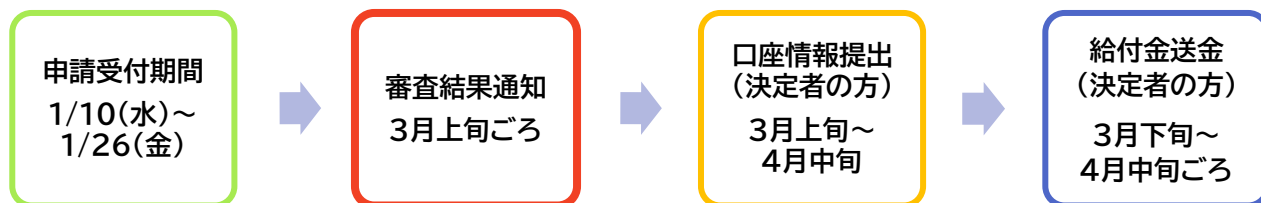


(4) 全員に結果通知をメール(3 月上旬ごろ予定)

※審査の内容や申請状況については、一切お答えできませんのであらかじめご了承ください。

しんせい
申請はオンラインです。
ほうほう
方法についてわからないことやオンラインでの申請がむずかしい場合は、しんせい
お問い合わせフォームまたはメールにてご連絡ください。
ばあい と あ

4. 申請受付から給付決定後までのながれ



※予定のため変更になる場合があります。

(1) 申請受付後、申請者多数の場合は、セーブ・ザ・チルドレンでの審査により給付対象者を決定します。申請時の提出書類と申請内容に基づき審査を行います。申請者全員に結果をメールにて通知します(審査の詳細については、一切お答えすることができません)。

(2) 給付が決定した方は、口座情報フォームより振込口座情報を提出していただきます。

(3) 口座情報データの提出後、指定口座に入金します。

※給付時期は 3 月下旬から 4 月中旬ごろを予定しています。振込口座情報に不備がある場合、入金が遅れる可能性があります。



5. 提出書類について

下記(1)～(3)の書類をご準備のうえ、申請フォームから写真またはスキャンデータを添付してください。

※きょうだいで申請いただく場合、同じ証明書を添付する際は、証明書の取得は1部ずつで構いません。それぞれの申請フォームで同じデータを添付してください。

(1)世帯構成を確認する書類

- **【必須】世帯全員の住民票(2024年1月4日以降に取得したもの)**
※続柄・世帯主が明記されているもの、発行市町村名、取得日が分かるものを提出してください。
※住民票の取得が難しい場合はお問い合わせください。
※仮放免の方が世帯員にいる場合は仮放免許可書をもって住民票とみなします。
- **【ある方は必須】児童扶養手当証書(2024年1月現在有効なもの)**
※児童扶養手当を利用している世帯は必須です。
※手当名称、有効期限、手当月額、受給者氏名、対象児童人数、市区町村名が写っているものを提出してください。

(2)【2.(1)A. 現在の生活状況の条件①～⑤】を確認するための書類

※下記以外にそれぞれの生活状況が分かる書類がある場合は、フォームより「その他の証明書」を選択して添付し、ご申請ください。

※有効期限がある証明書は、申請時現在有効なものをご提出ください。

※①～⑤について証明できるものがいずれも用意できない場合は、申請フォームの「エ. ア～ウの条件以外で生活上相当な配慮が必要な状況にある。」を選択し、自由記述欄にて詳しく状況をお知らせください。

① 障害に関する証明

- **【次のいずれか必須】**身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳、みどりの手帳、愛護手帳など)、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金を受けていることが分かる書類、特別支援学校(学級)への通学証明、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証、要介護認定結果通知書

② 疾病に関する証明

- **【次のいずれか必須】**診断書、主治医意見書、通院(入院)証明書、お薬手帳、入院診療計画書、特定医療費受給者証、自立支援医療受給者証

③ 日本語の日常的な支援を受けている証明

- **【ある方は必須】**日本語教室在籍(通所)証明書、通級開始決定通知書

④ 在留資格が不安定であることが分かる証明

- **【次のいずれか必須】**仮放免証明書、在留資格が不安定だと分かる証明書(出入国在留管理庁通知書など)

⑤ ①～④以外の生活上の困難に関する証明

- **⑤アに該当する方【次のいずれか必須】**保護命令書、被害届、母子支援生活施設の居住証明
- **⑤イ・ウに該当する方【必須】**イ・ウに該当することを証明するもの
※⑤ア～ウに関して、詳しくは3ページの2.(1)をご確認ください。
※⑤イ・ウに該当する方の証明に関しては、事前にお問い合わせください。

(3)【2.(2)B. 保護者の年間所得の条件①～③】を確認するための書類

① 2023年度住民税所得割非課税世帯または児童扶養手当全部支給世帯

- **【必須】2023年度(令和5年度)市民税・都道府県民税所得課税証明書**
※お住いの市区町村によって証明書の名称が異なります。年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されているもの(全事項証明)に限ります。市役所・区役所の窓口でご確認のうえ「内訳表示、全事項証明」されたものを取得してお申し込みください。
※全事項が表示されていないものを提出いただいた場合は、再提出を依頼します。
※仮放免の方が世帯員にいる場合は仮放免許可書をもって所得証明とみなします。



② 2023 年に家計が急変し、2023 年の所得が(ア)【新入学サポート 2024 所得目安額】程度の世帯

➤ **【必須】2023 年度(令和 5 年度)市民税・都道府県民税所得課税証明書**

※お住いの市区町村によって証明書の名称が異なります。年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されているもの(全事項証明)に限ります。市役所・区役所の窓口でご確認のうえ「内訳表示、全事項証明」されたものを取得してお申し込みください。

※全事項が表示されていないものを提出いただいた場合は、再提出を依頼します。

➤ **【必須】2023 年源泉徴収票など 2023 年の年間所得合計額が証明できるもの**

※2023 年の勤務先が複数の場合は、そのすべての源泉徴収票を提出してください。

※源泉徴収票がない場合は 2023 年の 12 ヶ月分の給与明細をご提出ください。

※個人事業主の場合は[家計急変申告書および収支計算書](#)(リンク先のページの下の方にそれぞれ PDF ファイルと Word ファイルがあります)2 点を作成し、あわせて帳簿等の収支が分かる書類をご提出ください。

③ 障害年金または遺族年金を受給し、2022 年の所得が(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート 2024 所得目安額】程度の世帯

➤ **【必須】最新の障害・遺族年金改定通知書**

➤ **【必須】2023 年度(令和 5 年度)市民税・都道府県民税所得課税証明書**

※お住いの市区町村によって証明書の名称が異なります。年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されているもの(全事項証明)に限ります。市役所・区役所の窓口でご確認のうえ「内訳表示、全事項証明」されたものを取得してお申し込みください。

※全事項が表示されていないものを提出いただいた場合は、再提出を依頼します。

※失業給付の利用があった場合は雇用保険受給資格者証を、傷病手当の利用があった場合は傷病手当金支給決定通知書または労災保険の休業補償支給決定通知書(年内に切り替わった場合は両方とも)をご提出ください。

6. 申請にあたっての留意・注意事項 ※必ずご確認のうえお申し込みください

◆ 本給付金について

「子ども給付金～新入学サポート 2024～」は、セーブ・ザ・チルドレンの日本における子どもの貧困問題解決事業の一環として行います。子どもたちが経済的な不安なく安心して新入学の時期を過ごせるように卒業・新入学の時期にかかる就学費用の一部をサポートするものです。また、本サポートを通じて把握できたことを社会啓発・政策提言・広報活動などに活用し、すべての子どもたちのまなびの環境や生活をより良くする施策の実現を目指します。

◆ 申請内容の確認について

申請内容の確認のため、電話やメールを差し上げることがあります。そのため、電話番号・メールアドレスは必ず連絡の取れるものを記載いただき、お電話可能な時間帯の目安をご記入ください。

◆ 申請内容・書類について

申請内容・書類に虚偽があった場合は、給付金を返還していただく場合があります。内容を重ねてご確認のうえ、申請をお願いいたします。

◆ 申請者について

何らかの事情で子ども本人や保護者が申し込むことが難しい場合は、遠慮なくお問い合わせください。支援者の方など、代理での申し込みも可能です。

◆ 所得の条件について

保護者について、父母、祖父母、おじ・おば以外の方が養育している場合は個別にお問い合わせください。



◆ 審査について

提出書類と申請内容に基づき審査を行います。定員に満たない場合でも、審査の結果によって給付することができないことがあります。なお、申請状況や審査の詳細については一切お答えできかねますのであらかじめご了承ください。

◆ 他の奨学金との併用について

セーブ・ザ・チルドレン以外の奨学金や公的制度(高校生等奨学給付金、就学援助など)との併用は可能です。

◆ 申請時に入力された情報の利用について

申請フォームに記載された内容は、個人が特定されない形で、統計的分析やセーブ・ザ・チルドレンの活動報告、社会啓発・政策提言・広報活動などに使用させていただくことがあります。

給付が決定した方には、セーブ・ザ・チルドレンのアンケートやインタビューなどへのご協力をお願いする場合があります。その際には改めてご協力の可否について確認させていただきますが、あらかじめご了承ください。

◆ 個人情報の保護について

申請時に取得した個人情報は、本給付金の実施に必要な連絡・手続き、セーブ・ザ・チルドレンが行う他の活動や利用可能なサービスなどの申請者への情報提供、アンケート・インタビュー調査実施などに利用し、当会が責任を持って管理・保管します(保管期限は給付終了後5年)。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。なお、申請情報の翻訳や集計に関して、当会が業務委託契約を結んだ専門家や企業などに、内容の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、皆様の個人情報は当会の個人情報保護原則のもとで保護されます。また、申請情報や集計結果を活動報告・社会啓発・政策提言・広報活動など当会の活動に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。

当会のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

https://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/



しんせい　かん　と　あ　さき

【申請に関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 新入学サポート 2024 担当

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階

問い合わせフォーム: <https://bit.ly/3sHIOXI>

Email: japan.kodomo-support@savechildren.or.jp

※なるべくフォームまたはメールでの問い合わせにご協力ください。日本語、英語以外の言語での問い合わせは、時間を要することがあります。

セーブ・ザ・チルドレンについて

セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界約120ヶ国で子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。子どもの権利が実現された世界を目指し、100年にわたり活動しています。国内事業は2011年3月に東日本大震災発生以降、岩手・宮城・福島県で、2015年末まで復興支援活動を実施。2016年より東北沿岸部や災害の影響を受けた地域を中心に、就学に関わる費用の負担軽減を目指し、就学費用の一部を提供する子ども給付金を行ってきました。6年間に合計8,200人を超える子どもたちに給付を行い、新入学や進級、高校生活の継続を支えてきました。新入学に関わる就学費用の給付金は2022年より対象を全国に広げて実施し、2023年度は979人に給付しました。

